

保護者 各位

豊橋市保育課長 大岩 博

令和6年度 現況届の提出について

子ども・子育て支援法第22条、子ども・子育て支援法施行規則第9条により、教育・保育認定を受けて認定こども園・保育園を利用している方は、年1回の現況届を提出する必要があると定められています。この現況届は保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認や、令和6年9月以降の保育料等を確定するために大切なものです。

市では、7月下旬に規定の現況届用紙を直接各ご家庭あてにお送りする準備を進めており、ご提出いただく期限は8月末頃を想定しています。具体的な発送時期と締切については現在のところ未定ですが、提出の際には就労証明書や診断書等、保育の必要性を示す書類の提出が必須となります。締切期日には書類を揃えて提出できるように、勤務先に就労証明書を依頼するなど、事前の準備をお願いいたします。

《注意事項》

- ① 就労認定を受けている方は、父母それぞれの就労証明書の提出が必要です。
- ② 就労の認定を受けるためには、1箇月あたり短時間認定で64時間以上、標準時間認定で120時間以上の就労（休憩時間を除く）が必要です。継続在園中の方で就労時間の条件を満たしていない方は速やかに認定を変更してください。
- ③ 現況届および必要書類の提出が無い場合は認定継続ができなくなりますので必ず提出してください。

なお、ご家庭の保育の必要性に関わる状況が変わっている場合は、認定の変更申請が必要です。申請手続きは、変更希望月の前月20日までに在籍の園を通じて書類を提出してください。20日が土日祝日にあたる場合はその前の平日が締切です。期日を過ぎた場合は次月の変更となりますのでご注意ください。

豊橋市こども未来部保育課
担当：入所グループ
電話 51・2374

現況届提出時の添付書類について

「保育が必要な事由」を証明する書類は保護者（父・母等）各々必要です。

（きょうだいと同時に在園の場合は世帯で1部）

認定を受けている事由に合わせて必要な書類を提出してください。

- ①～⑤は市の所定の様式です（豊橋市役所ホームページからダウンロードして利用してください）
万が一、ダウンロードができない場合は、市役所保育課か在籍の園にご相談ください。

事 由	提 出 書 類
就 労	<p><給与所得の方> ①就労証明書 を勤務先で証明を受けて提出してください。</p> <p><自営業の方> ①就労証明書 + 「事業の状況が確認できる書類」 Ex) 営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等 又は直近の確定申告書の写し等</p>
妊娠・出産	<p>母子健康手帳の写し（表紙（注）及び出産予定日が確認できるページ） （注）：「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください ＊多胎児の場合は、それぞれの母子健康手帳の写しをご提出ください</p>
疾病・障がい	<p>②診断書 及び障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）</p>
介護・看護	<p>②診断書 及び障害者手帳等の写し（所持している場合）</p>
求職活動	<p>③求職活動申立書</p>
就 学	<p>在籍期間が分かる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数が分かる書類（時間割など）</p>
その他	<p><勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を利用している方> ④育児休業状況届 及び会社が育児休業を認めている期間の分かる書類 <上記以外の方（地方公務員法に基づく育児休業の場合は上記に含む）> ⑤申立書 ※下の子の育児に専念しているが、遅くとも入所月が属する年度内に就労を開始する方が対象です。</p>

※書類のダウンロードが難しい方は、在籍の園にご相談ください。

豊橋市役所保育課窓口で受け取ることも可能です。



豊橋市役所HP